「藤沢市パートナーシップ宣誓制度」(案)

1 趣旨

「藤沢市人権施策推進指針」の基本理念に基づき、一人ひとりの市民がお互いの人権を尊重し、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)をはじめとする多様性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現をめざし、パートナーシップ宣誓制度を創設します。

本制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありません。

2 パートナーシップの定義

パートナーシップとは,互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら継続的な共同生活を行うことを約束した二人の関係をいいます。

3 制度の概要

パートナーシップ宣誓制度は、セクシュアル・マイノリティや事実婚など、同性・異性を問わず、パートナーシップのある二人が、両者の自由意思により、互いを人生のパートナーであることを宣誓し、市長が宣誓書を受領したことを証するものです。

4 宣誓者の要件

宣誓を行うことができる者は、次の要件を全て満たす者とします。

- (1) 民法に規定する成年に達していること。
- (2) 双方が市内に住所を有していること又は一方が市内に住所を有し、他方が3月以内に市内への転入を予定していること。(この場合、宣誓をした日から3月以内に、市内に転入したことを証明する書類(住民票の写し等)を提出すること。)
- (3) 配偶者がいないこと及び宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップがないこと。
- (4) 民法に規定する婚姻のできない続柄(近親者など)でないこと。ただし、パートナーシップのある二人が養子縁組をしている場合は、養子縁組を解消した後に宣誓することができる。

5 宣誓に必要な書類

- (1) 現住所を確認できる書類(住民票の写し等)
- (2) 婚姻をしていないことが確認できる書類(戸籍抄本等)
- (3) 本人確認ができる書類(マイナンバーカード,運転免許証等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

6 市が交付する書類

- (1) パートナーシップ宣誓書受領証
- (2) パートナーシップ宣誓書受領証カード(希望者のみ)

7 受領証の返還

宣誓者は、次のいずれかに該当するときは、受領証を返還するものとします。

- (1) 双方の意思によりパートナーシップが解消されたとき。ただし、特別な事情がある場合は、この限りではない。
- (2) 一方又は双方が市内に住所を有しなくなったとき。
- (3) その他宣誓者の要件に該当しなくなったとき。

8 無効となる宣誓

- (1) 宣誓者の要件に反し、又は宣誓書の内容に虚偽があった、若しくは当事者間 にパートナーシップを形成する意思がないときは、宣誓は無効とします。
- (2) 市長は、必要があると認めるときは、返還又は前項により無効とした受領証の交付番号(受領証ごとに付与された番号をいう。)を公表することができるものとします。

9 その他

- (1) 正当な理由がある場合は、通称名を使用することができます。
- (2) 市長は、パートナーシップ宣誓制度の趣旨が適切に理解され、宣誓者に対して公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めます。

以上